

○京丹後市文化財保護条例

平成16年4月1日

条例第121号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、市にある文化財を保存し、かつ、その活用を図ることによって住民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
- (2) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
- (3) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- (4) 記念物 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で市にとって学術上価値の高いもの
- (5) 伝統的建造物群 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

(指定)

第3条 京丹後市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市内に存する文化財（国又は京都府の指定文化財を除く。）のうち、市にとって特に重要と認められるものを京丹後市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定文化財に指定をしようとするときは、指定をしようとする当該文化財の所有者又は占有者（それらの者が判明しないときは、第8条に規定する京丹後市文

化財保護審議会の意見に基づいて教育委員会が認定した管理者。以下これらを「所有者等」という。)の同意を得て行わなければならない。

3 第1項の規定による指定をする場合は、教育委員会は、あらかじめ京丹後市文化財保護審議会の意見を聴くものとする。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者等に通知し、指定書を交付して行う。

(指定の解除)

第4条 教育委員会は、指定文化財が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を解除することができる。

- (1) 滅失したとき。
- (2) 指定文化財としての価値を失ったとき。
- (3) 国又は京都府の指定文化財となったとき。
- (4) 他の市町村に所在することとなったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要と認めたとき。

2 前項の規定による指定の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 第1項の規定により指定文化財の指定の解除を受けた所有者等は、前項の通知を受けた日から10日以内に前条第4項の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(管理又は保全に関する助言及び補助)

第5条 教育委員会は、指定文化財の管理及び保全に関して必要があると認めるときは、当該指定文化財の所有者等に対し、助言又は勧告を行うことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により特に必要があると認めるときは、その経費の一部を補助することができる。

(現状変更等の制限)

第6条 指定文化財の所有者等は、その所有、占有若しくは管理(以下「所有等」という。)に係る指定文化財が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、20日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) その全部又は一部を滅失し、損傷し、又は亡失したとき。
- (2) 所有者等に異動を生じたとき。
- (3) 所在を変更したとき。

2 指定文化財の所有者等は、その所有等に係る指定文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、災害その他やむを得ない場合に

において、その維持のための措置を必要とするときは、この限りでない。

(公開)

第7条 教育委員会は、指定文化財を住民の閲覧に供するため、当該指定文化財の所有者等にその公開を勧奨することができる。

(文化財保護審議会)

第8条 文化財の保存及びその活用について調査し、及び審議するため、京丹後市文化財保護審議会（以下「文化財保護審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第9条 文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項に関する調査及び審議を行い、その結果を答申する。

- (1) 指定文化財の指定に関する事項（第3条に規定する事項を含む。）
- (2) 指定文化財の指定の解除に関する事項（第4条に規定する事項を含む。）
- (3) 指定文化財の管理及び保全に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会において必要と認めた事項

(組織)

第10条 文化財保護審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の峰山町文化財保護条例（昭和52年峰山町条例第36号）、大宮町文化財保護条例（昭和58年大宮町条例第2号）、網野町文化財保護条例（昭和46年網野町条例第18号）、丹後町文化財保護条例（昭和55年丹後町条例第8号）、弥栄町文化財保護条例（昭和48年弥栄町条例第9号）又は久美浜町文化財保護条例（昭和53年久美浜町条例第24号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年3月4日条例第6号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月26日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の京丹後市文化財保護条例第10条第2項の規定により委員として委嘱されている者は、なお従前の例による。

○京丹後市文化財保護条例施行規則

平成16年4月1日
教育委員会規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市文化財保護条例（平成16年京丹後市条例第121号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定基準)

第2条 京丹後市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例第3条第1項に規定する京丹後市指定文化財の指定に関し、あらかじめ審議会の意見に基づき指定基準を定めるものとする。

(指定)

第3条 条例第3条第2項に規定する所有者等の同意は、当該所有者等から教育委員会に対し指定文化財指定同意書（様式第1号）を提出させることにより行う。ただし、当該所有者等が同条同項の規定により認定された管理者である場合においては、教育委員会は、事前に当該管理者に対し指定文化財管理者認定書（様式第2号）を交付しておかなければならない。

2 条例第3条第4項に規定する指定書は、指定文化財指定書（様式第3号）によるものとする。

3 教育委員会は、指定文化財の指定を行ったときは、指定文化財指定台帳（様式第4号）に登載しなければならない。

(指定の解除)

第4条 条例第4条第2項の規定による指定の解除通知は、指定文化財指定解除通知書（様式第5号）によるものとする。

(届出事項)

第5条 条例第6条第1項の規定による届出は、次に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 条例第6条第1項第1号に該当する場合は、指定文化財滅失（損傷）届（様式第6号）による。ただし、損傷の場合にあっては、届書に損傷の状態を示す見取図又は説明書若しくは写真を添付しなければならない。

(2) 条例第6条第1項第2号及び第3号に該当する場合は、指定文化財の所有者等（所有者等の住所）（所在）変更届（様式第7号）による。ただし、所有者等の異動による場合は、指定書を添付しなければならない。

2 条例第6条第2項の規定により所有者等が指定文化財の現状を変更しようとする場合は、指定文化財現状変更申請書（様式第8号）を提出して行うものとする。

（文化財保護審議会）

第6条 条例第8条の規定により設置する京丹後市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に委員の互選により、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、2年とする。

（会議）

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、文化財保護に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の峰山町文化財保護条例施行規則（昭和52年峰山町教育委員会規則第2号）、大宮町文化財保護条例施行規則（昭和58年大宮町教育委員会規則第1号）、網野町文化財保護条例施行規則（昭和46年網野町教育委員会規則第1号）、弥栄町文化財保護条例施行規則（昭和48年弥栄町教育委員会規則第2号）又は久美浜町文化財保護条例施行規則（昭和53年久美浜町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年3月24日教育委員会規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の京丹後市教育支援センター設置規則、京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例施行規則、京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則、京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例施行規則、京丹後市子育てのための施設等利用給付の認定等及び施設等利用費の支給に関する規則、京丹後市立図書館条例施行規則、京丹後市たちばな会館条例施行規則、京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例施行規則、京丹後市文化財保護条例施行規則、京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例施行規則、京丹後市立資料館条例施行規則及び京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の規定による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、使用することができる。